

2012年8月30日

内閣総理大臣・男女共同参画推進本部長  
野田 佳彦 様

国際婦人年連絡会  
(全国組織37女性団体加盟)  
橋本 葉子  
世話人 實生 律子  
山口みつ子

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画への要望

私ども、国際婦人年連絡会は、1975年の国際婦人年に超党派の全国組織女性団体により結成され、以後男女共同参画社会の実現に向けて様々な運動を展開してきました。

この間、男女共同参画社会基本法の制定や男女雇用機会均等法、或いは男女共同参画基本計画の制定などを通して男女共同参画社会の実現に向けて動いております。

しかし、世界の他の国と比較した場合、とくに政治や経済の分野での男女の格差は極めて大きく残っていると云わざるを得ません。

近年、国連を中心に女性の経済的活動への参画と評価をもとめる動きが活発になっている中で、先般、政府が関係閣僚会議を開き「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を決定したことは、国際的な流れと照らし合わせて注目すべきことであると考えております。

私どもと致しましては、年内にとりまとめが予定されている「工程表」等に、私どもの要望が反映されることを強く希望し、ここに意見を述べさせていただきます。

## 記

標記の「行動計画」は、日本社会の高齢化による労働力の減少、これに伴う経済力の衰退への対応策として女性力の活用を目指すものであってはならない。

女性力の活用はあくまでも男女共同参画社会を実現するためのものである。

また、野田総理大臣が男女共同参画推進本部長として「日本再生戦略」を実施するためにも、男女共同参画担当大臣の責任と役割を強化する必要がある。

年内に求められている工程表策定に関し、様々な分野での活動歴を持つ女性団体代表を加えることを要請すると共に、行動計画に示された3項目の具体的施策について以下要望する。

### 1. 男性の意識改革

女性の活躍状況とその評価の「見える化」が提案されているが、有価証券取引法その他、会社四季報等の資料に企業における女性の従業員比率、役職比率、役員比率などを明記するよう制度化する必要がある。

また、これらの対策に関する政府の委員会等に経験を持つ女性団体代表をくわえること。

ワークライフバランスの実施に関して、中小企業及び零細企業における実施の困難さについて十分調査し、その原因を排除する措置を検討すること。

女性の就労について、非正規雇用が増加している原因を詳しく調査し、実情に基づく幅広い対応策をとること。

### 2. 思い切ったポジティブアクション

男性の意識改革と意志決定の場への女性の参画を車の両輪とすることで、女性が活躍しやすい経済社会を目指すことは必要だが、提示されている10項目については、机上計画に留まらず、実施可能で成果のある方法、思い切ったポジティブアクションを策定するために広く意見を求める必要がある。

また、意見を求めるための方策を明示すること。

### 3. 公務員からの率先した取り組み

公務員が起業従業員より優遇されているとの印象が残る施策はさけること。

以上